

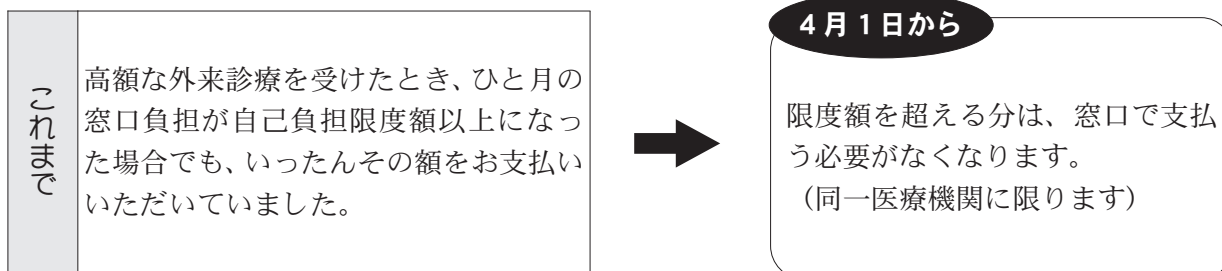
# 後期高齢者医療制度のお知らせ

—高額な外来診療を受ける方のお支払い方法の変更等について—



◎高額な外来診療を受ける皆様へ

4月1日から外来診療における高額療養費の取扱いが変更となります。  
「減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）」などを提示することで、外来診療でも窓口で一定額以上支払う必要がなくなります。



◆必要な手続き◆

①非課税世帯等の方	
必要な事前手続き	病院・薬局などで提示するもの
「減額認定証をお持ちでない方」は、事前に役場窓口で交付の申請が必要です	「保険証」と「減額認定証」を提示してください
②非課税世帯等ではない方	
必要な事前手続き	病院・薬局などで提示するもの
事前の手続きは、特に必要ありません	「保険証」を提示してください

## 運営協議会委員を募集しています

北海道後期高齢者医療広域連合では、住民の皆さんの代表として、制度の運営に関する重要事項をご審議していただく運営協議会委員を募集しています。

【応募資格】道内在住の満20歳以上の方（ただし、議員や公務員等を除きます）

【応募人数】5名

【任 期】7月から2年間（開催は年3～4回を予定しています）

【応募方法】北海道後期高齢者医療広域連合の応募要領を参照してください

【応募締切】4月27日（金）

【選 考】選考委員会を設置し、提出された小論文等により総合的に委員を選考します

【報酬など】1日につき5,000円の報酬と旅費を支給します

問合せ 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 - 290 - 5601  
(札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階)  
安平町役場 健康福祉課国保医療グループ ☎ ⑤ 4555